

雫石町スポーツ少年団本部規程

第1章 総 則

第1条 一般財団法人雫石町スポーツ協会は、スポーツ少年団を育成、指導するために、雫石町スポーツ少年団本部（以下「本部」という。）を設置する。

第2条 本部は、町内の単位スポーツ少年団によって、それを代表する組織体とする。

第2章 目 的

第3条 本部は、一般財団法人雫石町スポーツ協会の目的に沿い、スポーツ少年団の普及と育成、及び活動の活発化をはかり、青少年にスポーツを振興し、もって青少年の心身の健全な育成に資することを目的とする。

第3章 事 業

第4条 本部は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) スポーツ少年団の指導者及びリーダーの養成
- (2) スポーツ少年団の登録と報告
- (3) 全県的行事への参加
- (4) スポーツテスト、及び全町的な行事の実施
- (5) スポーツ少年団への指導助言
- (6) 関係団体との連絡調整
- (7) 優良スポーツ少年団の表彰に関すること。
- (8) その他第3条の目的を達成するために必要な事項

第4章 登 録

第5条 本部への加入は、雫石町スポーツ少年団及び岩手県スポーツ少年団本部並びに日本スポーツ少年団への登録をもって行う。

第6条 前条の登録は、毎年これを更新するものとする。

第5章 組 織

第7条 本部は、次の者をもって構成し、一般財団法人雫石町スポーツ協会長が委嘱する。

- (1) 一般財団法人雫石町スポーツ協会加盟団体より 1名
- (2) 雫石町小中学校体育連盟より 1名
- (3) 雫石町スポーツ少年団各单位団体指導者より 1名
- (4) 一般財団法人雫石町スポーツ協会理事より 1名
- (5) 雫石町教育委員会事務局関係職員より 1名
- (6) 雫石町スポーツ少年団指導者協議会より 1名

第6章 役員及び任期

第8条 本部に次の役員を置く。

- (1) 本部長 1名
- (2) 副本部長 2名
- (3) 常任委員 若干名
- (4) 監事 2名

第9条 本部長、副本部長、常任委員、監事は、常任委員会で選出し、総会の承認を得る。

- 2 本部長は本部を代表し、会務を統轄する。
- 3 副本部長は本部長を補佐し、本部長に事故のあるときは、あらかじめ定められた順序に従い、その職務を代行する。
- 4 常任委員は、本部長を助けて本部の常務を執行する。
- 5 監事は、本部の財務を監査する。

第10条 役員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

- 2 役員に欠員が生じた場合は、それぞれの選出方法に準じて欠員を補充する。ただし、欠員役員の任期は、前任者の残任期間とし、増員による役員の任期は、現任者の残任期間とする。
- 3 役員は任期満了しても、後任者が就任するまでなおその職務を行う。

第11条 本部に若干名の顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、総会の承認を得て、本部長がこれを委嘱する。

第7章 総会

第12条 総会は、本部長が招集し、その議長となる。

- 2 総会は、毎年1回7月に開催する。ただし、本部長が必要と認めたときは、臨時に開催することができる。
- 3 総会は、本部に関する規程、役員、事業、予算等の重要事項を審議決定し、総会の決定事項は、一般財団法人雫石町スポーツ協会に報告する。
- 4 総会の議事は、出席者の過半数をもって決め、可否同数のときは、議長がこれを決める。なお、出席できないときは、議決権を委任することができる。

第8章 常任委員会

第13条 常任委員会は、本部長、副本部長、常任委員をもって構成する。

- 2 常任委員会は、本部長が招集し、その議長となる。
- 3 常任委員会は、総会の決定に基づき業務を処理する。

第9章 指導者協議会

第14条 本部は、単位団の指導者が相互に指導力を向上するために、スポーツ少年団指導者協議会を置く。

- 2 指導者協議会の規程は別に定める。

第10章 会 計

第15条 本部の予算は、補助金、寄附金、並びにその他の収入をもってあてる。

第11章 事 務 局

第16条 本部の事務を処理するため、事務局を置く。

2 本部の事務局は、本部長が指定するところにおき、事務局員は、本部長が指名する。

附 則

この規程は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年6月18日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年6月20日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年6月12日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年7月16日から施行する。